

(参考)換算係数

種 類	説 明	換算係数
燃え殻	燃え殻	1.14
汚泥	汚泥	1.10
廃油	廃油	0.90
廃酸	廃酸	1.25
廃アルカリ	廃アルカリ	1.13
廃プラスチック類	廃プラスチック類	0.35
紙くず	紙くず	0.30
木くず	木くず	0.55
繊維くず	繊維くず	0.12
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
動物系固形不要物	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
ゴムくず	ゴムくず	0.52
金属くず	金属くず	1.13
ガラスくず等	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず	1.00
廃石膏ボード	廃石膏ボード	1.00
鋳さい	鋳さい	1.93
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
動物のふん尿	動物のふん尿	1.00
動物の死体	動物の死体	1.00
ばいじん	ばいじん	1.26
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の産業廃棄物に該当しないもの(産業廃棄物処理物)	1.00
建設混合廃棄物	建設混合廃棄物	0.26
シュレッダーダスト	廃自動車等を破碎したもの	0.26
石綿含有産業廃棄物	非飛散性のアスベストを含む産業廃棄物	—
	(建設混合廃棄物)	0.26
	(ガラスくず等)	1.00
	(廃プラスチック類)	0.35
	(がれき類)	1.48
	(紙くず)	0.30
	(木くず)	0.55
(繊維くず)	0.12	
水銀使用製品産業廃棄物	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの	—
	(電池類)	1.00
	(HIDランプ)	0.15
	(蛍光灯)	0.15
	(農薬)	0.20
	(医薬品)	0.05
	(電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務付け製品以外の製品)	1.00
	(スイッチ及びリレー)	1.00
	(水銀体温計)	0.28
(水銀式血圧計)	0.48	
水銀含有ばいじん等	水銀を一定以上含有するもの	—
	(ばいじん)	1.26
	(燃え殻)	1.14
	(汚泥)	1.10
	(廃酸)	1.25
	(廃アルカリ)	1.13
(鋳さい)	1.93	
廃自動車	自動車、自動二輪車等で不要となったもの	1.00
廃電気機械器具		1.00
廃電池類	鉛蓄電池、乾電池等の電池類で不要となったもの	1.00

産業廃棄物

特別管理産業廃棄物	可燃性廃油	揮発油類，灯油類，軽油類の燃えやすい廃油	0.90
	腐食性廃酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃液	1.25
	腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃液	1.13
	感染性産業廃棄物		0.30
	廃PCB等	PCBを含む廃油，PCB汚染物，PCB処理物	0.90
	廃水銀等	廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの	13.57
	廃石綿等	石綿除去事業により撤去されたアスベスト等	0.30
	指定下水汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.10
	特定有害鉛さい	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.93
	特定有害燃え殻	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.14
	特定有害廃油	判定基準を超過する有害物質を含むもの	0.90
	特定有害汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.10
	特定有害廃酸	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.25
	特定有害廃アルカリ	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.13
	特定有害ばいじん	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.26
特定有害13号廃棄物	判定基準を超過する有害物質を含み，特別管理産業廃棄物を処分するために処理したものであって，他の特別管理産業廃棄物に該当しないもの（特定有害産業廃棄物処理物）	1.00	

【注1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/m³)です。

【注2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意してください。

【注3】「2t車1台」といった場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、上記換算係数を乗じて重量を計算する方法がありま